

写

駒ヶ根市農地等利用最適化推進施策  
に関する意見回答書

令和7年1月24日

駒ヶ根市

## 1. 農業従事者減少に備えた対策について

### (1) 農地利用の推進対策

全国農協中央会が作成した資料によれば、農業者人口は 2030 年に現在の 30%減、2050 年には現在の 70%減と予測されています。単純に捉えれば、当市の農業人口も同様に減ることが見込まれます。また、2020 農林業センサスによれば、市内総農家の経営耕地面積 972ha のうち 330ha が貸付けられた農地であり、離農者が増えれば貸付け農地の増加と耕作者の減少が同時進行することが予想されます。

そうなった場合、耕作者不在の農地はどうなるのか。他の農業者が引き継げば問題ありませんが、そうでない場合は耕作放棄地となる公算が大きく、近いうちに市内農地の保全管理が危機に陥ることを深刻に懸念しています。

現在、農業経営基盤強化促進法に基づき、地域農業の将来のあり方や地域内の農地を担う者について定めた「地域計画」の策定が進められていますが、策定後においても、計画のブラッシュアップの取り組みが必要となります。

このため、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

- ア 地域計画の実効的な進捗管理による農地の集約化、作業の効率化支援
- イ 中山間地における粗放的管理を行うエリア設定（農業委員会が行う農地パトロールの成果活用）や利用方法の検討支援
- ウ 離農者や土地持ち非農家が売りたい、貸したいと考える農地を登録する市独自の農地バンクを開設することにより遊休農地の発生防止・解消の仕組みづくりを検討されたい。
- エ 市外在住や後継者不在により農地を手放したい所有者が増加していることから、転用の計画前に農地として利活用を図る手続きを示したガイドラインの作成を講じられたい。

#### 【回答】

- ア 計画策定後の農地の売買や貸借について、目標地図との整合性の確保を図るため、営農センターの各地区担当を中心に、集約化や作業の効率化を支援してまいります。
- イ 令和 7 年 3 月末に策定する地域計画では、遊休農地も含めて策定するため、粗放的管理を行う区域はありませんが、遊休農地や保全管理が難しくなった農地を有効利用すべく、本市における粗放的管理の方法の研究を進めてまいります。
- ウ 農地の利用促進や遊休農地の発生防止の観点から、市独自の農地バンク開設に向け、既に制度を運用している他市町村の制度内容を参考に調査・研究してまいります。
- エ 後継者が不在の農家や、相続による市外在住の土地持ち非農家が増えて

いることを認識しております。年1回行っている農地台帳の確認や相続の受理通知書の送付に併せ、農地所有者に農地を適正かつ効率的利用する責務があること、また、農地を手放したい際には、まず農業委員会に相談するようお知らせ等で周知することから始めてまいります。

## (2) 新規就農者の確保及び就農支援

農業従事者の減少が避けられない中、担い手不足を解消するには、新規就農者の安定的確保のほか農家の子供たちが後継者となりやすい環境づくりや円滑な経営継承支援が必要です。

このため、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

- ア 新規就農者や親元就農者の初期投資を軽減するため、機械・施設等導入支援の拡充を図られたい。
- イ 地域おこし協力隊制度の活用により、各地区営農組合への新規就農者の誘致を図られたい。

### 【回答】

- ア 現在、国の補助金制度を活用し、就農初期段階での順調な走り出しを金銭面でサポートしています。具体的には、経営開始資金(150万円×3年)と、機械・施設等の導入費用の軽減を目的とした経営発展支援事業(最大750万円)を組み合わせた支援を講じています。引き続き、新規就農者が安定的な経営が実現できるよう、関係機関(県、JA、日本政策金融公庫)と設備導入計画や栽培計画等について情報共有を行い、サポート体制の強化に努めます。
- イ 各地で開催されている移住・就農相談会で新規就農者の誘致を行っております。新規就農者の誘致において、地域おこし協力隊制度の活用は有効な手法と考えます。就農のほか様々な農業分野での隊員受け入れについて積極的に取り組んでまいります。

## (3) 集落営農法人の今後の在り方検討及び改善支援(法人の存続支援)

集落営農法人の設立から十年余りが経過し、組合員が高齢化する中、企業等の定年延長の影響もあり、後継者不足は深刻な状況です。

また、水田活用直接支払交付金の補助金政策の見直し、インボイス制度における消費税の仕入額控除の適用除外により、数年後には資金繰りが行き詰まることが明らかです。

法人の組合員は、認定農業者である法人を通じて各種交付金を受け取っています。法人が無くなれば、その組合員は交付金を受け取ることができず、転作への協力もできなくなり、農地は耕作放棄地となりえます。法人の存続支援

のため、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

- ア 各法人の現状を早急に調査・分析し、組織の再編や統合等について、市の農政対策として検討・改善を行うよう支援を図られたい。
- イ 法人間の機械の共用化支援
- ウ 小規模・傾斜地などの耕作不利地を請け負うことへの助成措置等の支援

**【回答】**

法人支援については、駒ヶ根市営農センターが主催となり、農林水産省の担当参事官を招いて集落営農をテーマとした研修会を令和6年8月に開催しました。このことを活かし更なる支援を図るため、参事官の協力のもと、令和6年12月から経営支援事業に着手したところです。この事業を通じて法人の存続支援につながるよう、実施に向けて事業内容の検討を進めてまいります。

法人間の機械の共用化支援や耕作不利地に対する助成措置についても、先述の事業を通じて課題を整理したうえで、支援を検討してまいります。

**(4) 有害鳥獣被害への対策強化**

サル、イノシシ、シカ、ハクビシン等の有害鳥獣による被害は依然として深刻で、農家を含め市民の脅威となっています。また、クマの出没回数も増加傾向にあり、人身や農作物への被害も危惧されます。

営農意欲を失わせ、耕作放棄地を増大させないため、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

- ア 対策の担い手である猟友会員の高齢化に伴う会員の減少が懸念されることから、会員確保に向けての継続的な支援を図られたい。
- イ 市民のほか関係事業者への有害鳥獣被害防止に向けた研修会の継続開催

**【回答】**

- ア 猟友会員の確保に向けては、狩猟免許の取得に対して補助を行っております。昨年度は1名に対して補助金を交付し、補助金受給者及び他市町村からの転入者を含めた4名が猟友会へ加入しました。引き続き、会員確保に向けた広報と共に、狩猟免許取得時の補助制度を実施してまいります。
- イ 市内、特に駒ヶ根高原周辺でのサルの被害防止を図るため、農家をはじめ観光事業者や一般市民を対象に「サル対策講習会」を令和6年10月に実施しました。研修会の継続開催とともに、猟友会と連携して被害防止に努めてまいります。

## (5) 農業インフラの整備体制の見直し

農業従事者の減少や高齢化の進行に伴い、畦畔や農業用水路の管理は個人での対応が年々難しくなり、とりわけ中山間地区において支障をきたす場面が出ています。また、畦畔管理においては、経営規模拡大時の阻害ともなっています。

現行の体制では負担が増大することが明らかであるため、この体制を見直し、非農家の参画を増やす取り組みが必要なことから、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

- ア 多面的機能支払事業の構成員には農家のほか区・自治組合も含まれています。交付金を有効活用し、農地や水利施設の整備に農家と非農家が地域ぐるみで取り組むよう支援を図られたい。
- イ 地先の水路・道路脇の草刈りを住民全体で担うよう自治会活動に位置付ける。
- ウ 作業の効率化、収益向上に向けた圃場の大区画化

### 【回答】

- ア 多面的機能支払交付金事業について、活動計画の策定や非農家の活動への参画は、地域（集落）で組織される活動組織に委ねられているところです。

農業従事者の減少や高齢化が進む中、持続的な組織の運営や農業用施設の維持管理等について、非農家も含め取り組んでいくことも重要であると考えます。

活動組織より組織運営等について相談等があれば、指導・助言等の支援を行ってまいります。

- イ 自治会は地域住民で構成された自主的・民主的な任意団体であり、その活動は各自治会において決定することから、統一的な対応を取ることは難しい状況です。

水路や道路脇の草刈りについて、地域住民の皆様にご協力いただき管理が成り立っておりますが、人口減少や高齢化の進展により、管理が行き届かない場所が増えることが懸念されます。住みやすいまちづくりに向けて、区・自治会と検討を図ってまいります。

- ウ 営農の効率化や収益向上に向けた圃場の大区画化を実現させる手段として圃場整備事業が挙げられます。

市内の最近の取り組み事例としましては、令和4年度に完成を迎えた宮の前地区や、現在施工中のリニア中央新幹線工事発生土を活用した新宮川岸地区があります。

圃場整備事業を行う際は、地権者のご理解とご協力が必要になるため、そうした調整が整ったうえで実施のご要望がある場合は、市へ相談いただき実現に向けて検討してまいります。

## 2. 農業所得向上の取り組み支援

### (1) 市内農産物の付加価値向上の政策推進

いわゆる「儲かる農業」が実現できれば、農業の魅力が広まると共に農業従事者も増え、農地も有効活用されるものと考えます。

観光業、飲食業、食品製造業などの需要を掘り起こすこと、需要を満たすことにより、地元農産物の消費量も増え、それに伴い市内農産物の付加価値も向上します。収益性の高い農業構造に向け、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

- ア 観光、飲食、宿泊、食品加工などによる市内農産物利用の仕組みづくり
- イ 6次産業化推進のための異業種交流会の拡充
- ウ 有機栽培、環境保全型農業への充実支援

#### 【回答】

ア・イ 昨年度の異業種交流会の成果として、参加した事業者間の需要と供給が一致したことにより、現在、6次製品化の取り組みが進められているところです。今年度も交流会を開催し、市内で栽培されている農作物を周知する中で、需要と供給のマッチングを図りながら、地消地産の拡大や6次産業化を推進してまいります。

ウ 近年の気候変動やカメムシ等の病害虫の発生などから、安定した収量を確保するための栽培技術が求められます。有機栽培や環境保全型農業には少数の農家・団体が取り組んでいただいておりますが、付加価値のある稼げる農作物として定着できるように、認定農業者・新規就農者などを中心に勉強会の開催等について検討してまいります。

## 3. 事務事業の円滑な運営支援

### (1) 現地確認作業の効率化

農業委員会では農地利用状況調査や遊休農地の確認等の現地確認作業を実施しています。現地確認は、農業委員会のみならず転作確認、中山間地域等直接支払事業や多面的機能支払事業でも実施されているところです。山間地周辺農地における安全確保や一連の現地確認における負担軽減を図ることが必要であると考えます。

このため、以下の事項について要望・意見を含め提言します。

ア 衛星画像やドローンの活用により各種事務事業における現地確認事務の効率化支援

**【回答】**

現地確認事務において、多くの時間や労力がかかっていることを認識しております。「こまがねDX戦略」に基づき、農業委員会や他事業におけるDXを活用した現地確認の効率化に向けて調査・研究を進めてまいります。

**(2) 農地中間管理事業への一本化に向けた円滑な取り組みへの支援**

令和7年度より農地の貸借が農地中間管理事業に原則、一本化されます。農家の正しい理解のもと、事業が円滑に運営され、駒ヶ根市の農地が有効利用されるよう以下の事項について要望・意見を含め提言します。

ア 農業者に対する説明会及びパンフレット等による丁寧な事業の周知・徹底

イ 契約時に畦畔の除草管理をどちら(貸主か借主)が行うか明確化を図ること。

**【回答】**

農地貸借事業の一本化について、昨年10月の農地台帳配布の際にお知らせを同封し、広く周知を図ったところです。今後、事業内容についてより具体的な内容のパンフレット等を作成し、令和7年2月発行の営農センターだよりと共に配布することを予定しております。また、機会を捉えて市報・CATVで幅広く周知するなど、引き続き農家の皆様に対する事業の周知に努めてまいります。

畦畔の除草管理については、駒ヶ根市営農センターが定める「駒ヶ根市農地貸借に係る申し合わせ事項」によれば、貸し手である地主が負担するべきものとなっておりますが、借り手である耕作者が多くを負担しているのが実態です。

このことから、長野県農業開発公社(県中間管理機構)と契約様式に畦畔管理を貸主・借主のどちらが行うか記載する欄を設ける様式変更について協議を進めているところです。

一本化される今年4月以降の契約から履行されるよう調整を図ってまいります。